

2022年4月1日から

使用料・手数料を改定します。

問 財政課 ☎56-0606

市民のみなさんが使う公共施設などの使用料・手数料については、これまで統一的な算定方法がなく、施設開設以来、消費税増税分による見直しを除き大きな見直しを一度も行ってきませんでした。そこで、使用料・手数料の考え方を整理し、2022年4月1日から、市内公共施設の使用料や各種証明書などの手数料を改定します。ここでは、今回の見直しの背景や効果、今後の課題などを紹介します。

背景

公共施設では、利用者から使用料を徴収することで、施設を利用する人とそうでない人の負担の公平性を確保していく必要があります。

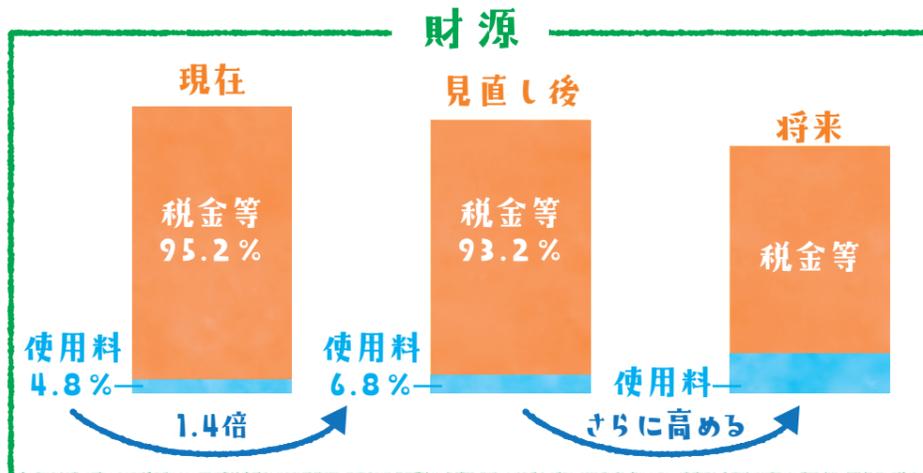
現状では、使用料を徴収する施設の運営に係る経費は年間で約9.2億円かかっており(2018年度決算)、これに対し使用料収入は約4,400万円です。使用料収入の割合は経費に対して4.8%となっており、残りの95.2%は税金などでまかなわれている状況です。これまでは、この状況が適切かどうか判断する基準がありませんでした。



見直しの考え方

使用料は施設の運営経費(人件費、維持管理費、減価償却費)をもとに算出する方法とします。具体的には、運営経費を利用時間と利用面積に応じてあん分することで基準額を算出し、これに利用者の負担割合(50%または100%。市場性の観点などから税金負担の必要性を判断)を乗じて使用料とします。

今回の見直しでは、最大で現在の使用料の1.5倍までしか引き上げを行わないため、運営経費に対する使用料収入の割合は、6.8%となります。今後、5年おきに見直しを行うことで、運営経費から算出される使用料に近づけていきます。



見直し後の金額(一例)

見直し後は、利用時間や利用面積によって使用料が異なるようになり、施設によって、使用料が上がったり下がったりします。

施設名(部屋名)または証明	現在の使用料・手数料	見直し後の使用料・手数料
公民館(学習室1)	200円/1時間	140円/1時間
秋ヶ池テニスコート	430円/2時間	590円/2時間
文化の家(森のホール)	21,600円/9~12時	32,400円/9~12時
住民票の写し	200円/1通	300円/1通

※上記以外にも使用料・手数料が見直しとなります。詳細は市HPへ。



今後について

後は、5年おきに使用料を見直すことで、使用料負担の割合を高めていきます。あわせて、施設利用率の向上による使用料収入の増加や運営経費の縮減など、公共施設のあり方の見直しを行い、使用料収入の割合を高めていきます。

施設利用率も向上させるには？



運営経費も縮減するには？

